

産業構造審議会 産業技術環境分科会
廃棄物・リサイクル小委員会（第31回）
議事録

平成29年2月28日（火）

10:00～12:00

経済産業省本館17階東8第1～第3共用会議室

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 各ワーキンググループにおける最近の活動状況等について
 - (2) 意見交換
- 3 閉 会

配 付 資 料

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3－1 容器包装リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料 3－2 自動車リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料 3－3 電気・電子機器リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料 3－4 小型家電リサイクルワーキンググループの活動状況について
- 資料 3－5 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの活動状況について
- 資料 4 福島イノベーション・コースト構想の推進について（環境・リサイクル分野）
- 資料 5 資源効率・循環経済の国際的動向について
- 資料 6 リサイクル関連予算について
- 参考資料 有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの活動状況について

10時00分 開会

○高角リサイクル推進課長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第31回産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会を開催いたします。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私、経済産業省リサイクル推進課長の高角でございます。昨年6月に着任をいたしまして、この委員会、書面でない形での開催の機会は初めてとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

本小委員会でございますけれども、資料2の委員名簿のとおり、17名の委員で構成されております。本日の出席状況でございますが、現時点で11名の委員の皆様にご出席をいただいているところでございまして、定足数である過半数に達していることをご報告申し上げます。

次に、委員の交代をご報告申し上げます。直近2回、書面審議という形になりましたので、ご参集いただくのは平成27年10月の第28回以来となるわけでございますけれども、その間の退任・就退の状況も含めてご報告させていただきます。

退任された委員でございますけれども、順に、上智大学の織　朱實委員、早稲田大学の永田勝也委員――委員長をお務めいただいております。それから、京都大学の酒井伸一委員がそれぞれ任期をもってご退任となっております。

それに伴い、改めてご紹介となりますが、東北大学多元物質科学研究所教授の中村　崇委員に委員長をお願いしております。また、今回新たな委員として、東北大学大学院環境科学研究科教授、松八重一代委員、日本環境設計株式会社代表取締役社長、高尾正樹委員にご就任いただいております。さらに、一般社団法人電子情報技術産業協会の根岸史明委員がご退任、同じご所属の鶴田健志様にご就任いただいております。鶴田委員は本日ご用務ということで、代理といたしまして設楽様にご出席いただいております。

ここで、新たにご就任をいただきました中村委員長、並びに松八重委員、高尾委員から順にご挨拶をいただいてもよろしゅうございますでしょうか。

それでは、中村委員長からお願いいたします。

○中村委員長　皆さん、おはようございます。1年半弱ぐらいになると思いますが、前委員長の永田先生より、私のほうでこの小委員会の委員長を引き受けるということで、かわっております。ただ、今ご説明がありましたように、正式にかわって今回が初めて――

書面審査では随分いろいろお願いしているので、ちょっとイメージ的に自分でもわからなかったのですが、そういうことでございますので、挨拶させていただきます。

ご存じの方は多いと思いますし、きょうはまたご報告もありますけれども、去年はバーゼルの見直しが25年ぶりに行われました。また、本小委員会はたくさんのワーキンググループがありまして、それぞれ結構いろいろな問題があろうかと思います。ここにおいでの方々、皆さんいずれかのワーキングに所属していただいて、それぞれいろいろご意見をいただいているところですが、本日は一応廃棄物・リサイクル分科会というか、小委員会として、全体感をもったご意見をいただければと思っております。

ヨーロッパでは、どういうふうにくままだ不明ではありますが、サーキュラー・エコノミーのパッケージも発表されております。環境の産業化がますます進む可能性がございますし、そういうところを踏まえていろいろな意見をいただいて、建設的に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○高角リサイクル推進課長 ありがとうございます。続きまして、松八重委員、お願いいたします。

○松八重委員 東北大学の松八重でございます。現在、環境科学研究科に所属しております。昨年度の7月末までは東北大学の工学研究科の材料総合学科というところにおりました。もともとの出身は経済学でありまして、2004年に東北大学にまいりましてから12～13年ほど、材料のほうで、資源循環、それからライフサイクル分析、マテリアルフロー分析といったことを専門に勉強しておりました。現在は自動車リサイクルのワーキンググループに所属をしております。今ちょっと環境省のほうから、容器包装リサイクルのほうにも何か駆り出されそうな予感がしております。これからよろしくお願いいたします。

○高角リサイクル推進課長 ありがとうございます。続きまして、高尾委員、お願いいたします。

○高尾委員 おはようございます。日本環境設計の高尾と申します。この委員会においては数少ない民間の事業者の立ち位置から発言させていただければと思います。

私自身は、2007年にこの会社を設立して以来、サーキュラー・エコノミーをいかに実現するかということを現場に必死に取り組んでまいった経験と失敗事例、幾つかの成功事例をもとにお話しさせていただければいいかなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○高角リサイクル推進課長 どうもありがとうございます。

鶴田委員につきましては、本日代理出席という形になっておりますので、次回ご挨拶いただきたく思います。

続きまして、本日の開催に当たりまして、経済産業省大臣官房審議官・環境問題担当の高科からご挨拶申し上げます。

○高科大臣官房審議官 環境問題担当の審議官、高科でございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私自身も、昨年6月に着任しまして、実はリサイクルに関する会議に参加するのはきょうが初めてということでございまして、別にリサイクルが大事ではないというわけではなくて、しっかりと回していただいているということの証左だと思っております。

個人的には、昔、自動車のリサイクルの制度を、さあこれから立ち上げようかというときに自動車課におりまして、当時是一体どなたが関係しておられるのか全くわからない状況で、担当がみんな分散して、あちこちいろいろなところに飛び込んでいっては、いろいろな状況について聞いて回って、そういったことの積み上げで制度をつくっていったということ覚えております。そういう意味では、非常にリサイクルは複雑な制度だと思っていますし、これを回していくのは大変だと思いますけれども、今後しっかりやっていきたいと思っていますし、きょうの議論も非常にそういう意味では楽しみにしているところでございます。

リサイクルをめぐるしましては、最近の状況といたしましては、資源とか原油価格というのは足元では上昇トレンドにあるところではありましようけれども、他方で、ピークと比べれば低い水準であると。そういった点では、リサイクルにとってはやや向かい風の状況というのが続いているところといえるのではないかと思います。他方で、中長期的にみますと、世界の人口の増加とか経済成長の進展という中で、社会的な資源の逼迫ということが見込まれているところではないかと思います。

そうした中で、資源制約からの脱却を図る議論というのは近年国際的にも加速しております。先ほど委員長からもお話がありましたけれども、G7とかEUにおいても、資源効率や循環経済への移行に関する議論というのが進展しているというところだと思います。

それから、気候変動の世界をみますと、昨年パリ協定というのが発効いたしまして、我が国としても2030年に2013年度比で26%削減という目標を掲げているところですが、政府の地球温暖化対策計画の中では、温室効果ガスの排出削減にも資する取り組みとして3Rを推進するということがうたわれているところです。

こうした中で、我が国産業界全体として、来るべき資源逼迫状況を念頭に、引き続きリサイクルによる資源の需給と3Rの取り組みを一層推進していくとともに、動静脈連携のもと、資源の多寡に依存しない付加価値の高いビジネスモデルの構築が重要であると考えております。とりわけ、我が国のリサイクル産業におきましては、廃棄物量が年々減少するという状況の中で、事業の一層の効率性を高めていくとともに、新たな付加価値の提供等が求められているところであると思います。

本日は、多方面の分野から有識者の方々にお集まりいただいておりますけれども、我が国が今後持続可能な経済成長を遂げていくための3R、資源循環の推進等の方策について、従来の枠組みにとらわれない自由な発想でご議論をいただき、今後の施策立案にご協力いただけますと幸いです。本日はよろしくお願いいたします。

○高角リサイクル推進課長 それでは、資料の確認と取り扱いについてご説明をいたします。

当省の会議はペーパーレスで実施するという事になってございまして、本日もお手元にiPadをご用意させていただいております。押していただきますと、PDFのファイルになった資料のリスト、資料の1から6まで及び参考資料が、ちょっと順番が前後しているものもございまして、表示されているかと思います。何か不具合等ございましたら挙手いただければと思いますけれども、大丈夫でしょうか。

資料の取り扱いについてでございますけれども、原則公開ということにさせていただいております。また、議事録についても、本会合終了後、各委員の皆様にご確認いただいた上で、原則公開とさせていただきますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。

ご発言をいただく際にはネームプレートをお立ていただき、委員長からご指名があった後、マイクをお持ちいたしますので、順次ご発言いただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては中村委員長にお願いいたします。

○中村委員長 了解いたしました。

それでは、本日12時ということで予定を、後ろが限られておりますので、議事進行のほうへご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、この小委員会に設置されていますワーキンググループ、容器包装、自動車、電気・電子機器、小型家電リサイクルのワーキンググループのご報告、それから、先ほどもちょっとお話ししましたがけれども、バーゼル、有害廃棄物等越境移動、これも委員会がずっと

と開かれておりましたので、それのご報告、この順で事務局よりご説明をお願いいたします。

○高角リサイクル推進課長　容器包装リサイクルワーキンググループにつきまして、私のほうから引き続きご説明させていただきます。

資料3—1をごらんいただければと思います。

1枚表紙をめくっていただきまして、「容器包装リサイクルWGの活動状況について」というページでございます。容リ法と略させていただきますけれども、平成18年に改正法が成立し、22年4月に施行されておりますが、その改正法の附則に、5年後のいわゆる見直し条項が設けられているところでございまして、これに基づいて容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会の小委員会の合同会合で審議をまいりました。平成25年9月から28年5月にかけて審議を行って、「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」といった形でとりまとめたところでございます。

次のページに行ってくださいと思います。容器包装リサイクル制度の概要につきましては、ご案内のことかと思しますので詳細は省かせていただきますけれども、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業者による再商品化という役割分担のもとでリサイクルを促進していくという制度でございます。

次のページに行ってくださいますと、容リ法が完全施行されたのが平成12年でございますが、そこから後のトレンドをごらんいただきますと、一般廃棄物の排出量、最終処分量ともに減少傾向ということで、この法律の効果が上がっているというふうに考えられます。

次のページでございます。分別収集をこの法律に基づいて実施をしている市町村の割合の推移ということでございます。多くの品目につきまして、90%というところで、多くの自治体の実施をいただいているということでございます。紙製の容器包装とか、古紙の回収と競合しているものについては若干割合が低いと。あと、プラスチックの容器包装が75%弱というところで、これをどうさらに参加を拡大していくのかというのが課題になってくるかと思います。

次のページをお願いいたします。このベール引取量というのが、いわゆる容器包装のゴミの引渡し量ということでございますけれども、着実に上がってきているということでございます。それに伴いまして、棒グラフの方が再商品化に要している、事業者が負担をしている委託料でございますけれども、平成17年、18年ぐらいから、そこまでは一本調子で上がってきていたわけですが、若干低減傾向にあるということで、社会全体として

のコスト低減が図られつつあるというふうに捉えることができると思います。

次のページに行っていただきまして、この委託料のうちの大半を占めますのがプラスチックの容器包装でございまして、入札によって各リサイクラーに回っていくということでございますけれども、大別いたしますと材料リサイクルとケミカルリサイクルに分かれている中で、いずれも大きなトレンドでみれば価格の低減が図られてきているということでございます。

次のページに行っていただきまして、今度はペットボトルでございますけれども、ペットボトルにつきましてもコスト低減が図られてきているところでございます。右側の軸をみていただきまして、0というのがあって、上がプラスで下がマイナスとなっておりますが、上は逆有償、リサイクラーがコストをいただいて処理をしているというものから、有償化をいたしまして、リサイクラーがお金を出してペットボトルを引き取るという状況になってきているということでございます。

次のページでございます。市町村が負担する分別収集の費用の表になってございますけれども、一番右下をごらんいただきまして、平成22年の実績ということで、推計の入った数字でございまして、2,500億円ほどの費用がかかっているというようなデータでございます。

こういったことを踏まえまして、次のページ、10ページ目でございますけれども、「容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向」でございます。各主体の役割分担によって成り立っている制度ということを申し上げましたけれども、それぞれのところで課題があると。それは相互に関連し合っているために、総合的に捉えて取り組んでいかなければいけないということでございます。排出抑制、再利用、いわゆるリデュース、リユースというところ、それから、収集量、市町村における収集量の拡大、それからベールの品質向上ということ、また、特定事業者においては環境配慮設計ということになりますし、再商品化事業者においては生産性の向上を図っていくということが――当省といたしましてはここが非常に重要なところかと考えております。さらに、再商品化された製品についてマーケットのさらなる拡大、製品の高付加価値化を図っていくということが重要かと考えております。

次のページに行っていただきまして、マーケットの拡大ということに関しまして少し補足をいたします。

リサイクルに係る規格については、順次整備をされてきているところではございますけ

れども、近年の取り組みといたしましては、下から2つ目のところの「品質マネジメントシステム」、いわゆる品質、再生プラスチックをリサイクルでつくるときの品質管理について、指針となるJIS規格を昨年策定したところでございます。また、その1個上の、包装由来のポリプロピレン、それからポリエチレン樹脂に関する規格というものについても、ISOをJIS化することを作業中でございます。

次のページに行ってくださいまして、こういった規格等も踏まえて、安定した品質のものを、きちんと品質管理をした形で作り、安定した供給をするということがマーケットの拡大、それから製品としての品質向上といったことにつながっていくものと考えております。こういった形でリサイクルの質を高めていくことで、リサイクルの生産性を高める、そして社会全体のコスト低減を図っていくということが重要と考えております。

次のページに、ちょっと細かい字ですが、昨年の5月にとりまとめた報告書のポイントをおつけしております。詳細説明は省略させていただきますけれども、ごらんいただければと思います。

以上でございます。

○西田自動車課長補佐 自動車課の西田でございます。私のほうからは、自動車リサイクルワーキングの活動状況についてということで、資料3-2に基づいてご説明をさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、活動の経緯でございます。自動車リサイクルワーキングにつきましては、自動車リサイクルに関する広範な問題について審議を行うということで、平成13年1月に本小委員会のもとに設置をされております。

本ワーキングと中環審の専門委員会において審議をしまして、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法が平成14年7月に成立をし、17年1月に本格施行となっております。これ以降、合同会議として毎年度定期的に開催をしております。自動車リサイクル法の施行状況等について審議を行ってきております。

また、平成26年8月より、法施行10年に伴う、施行後2度目の制度見直しの議論を開始いたしました。自動車リサイクル法の施行状況や課題について検討を行ってきておりまして、1年間にわたる検討を経て、27年9月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめさせていただきました。

総括といたしましては、高いリサイクル率と最終処分量の極小化を実現し、また、不法投棄や不適正処理の防止が進んでいるなど、おおむね順調に制度が機能しているというこ

とで評価をいただいているところでございます。今後は、さらなるリサイクルの質の向上、安定化、効率化、また次世代自動車への対応等を進める必要があるということでご提言をいただいております、これに基づいて現在関係者で連携をして取組を進めているところでございます。

直近の平成28年9月の合同会議におきまして、定例となっております施行状況の報告と、あとは、この27年にいただいた提言に対する取り組みの状況というのを報告させていただいております。

おめくりをいただきまして、こちら「参考」とつけさせていただいておりますが、自動車リサイクル法の概念図、スキーム図をつけさせていただいております。既にご存じの内容が多いかと思しますので、説明は割愛をさせていただきます。

また、次のスライド、合同会議としての委員名簿、中環審のほうも含めた委員名簿でございますが、こちらもつけさせていただいております。

おめくりをいただきまして、近年の開催状況ということで、直近の平成28年の議題と、あとは、その前に行っていた10年目の見直しに係る審議、こちらの経過を書かせていただいております。説明は割愛をさせていただきます。

2枚ほどおめくりをいただいて、施行状況ということで、いろいろ数字も含めて付させていただきます。主要なところだけご説明をさせていただきます。

数字の2で書かせていただいております再資源化目標達成状況ということで、再資源化の状況でございますけれども、シュレッダーダストで再資源化率96.5～98.8%、エアバッグ類で93～94%ということで、法定の目標値を超えて、高い水準を引き続き維持しているというところでございます。

おめくりをいただきまして、一番下、不法投棄・不適正保管の状況を書かせていただいております。こちらについても、法施行当時よりも格段に処理が進んでおりまして、現在、不適正保管が約5,000台弱、不法投棄は1,000台弱というところまで低減をしているというところでございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○田中情報通信機器課室長 それでは、電気・電子機器リサイクルワーキンググループの状況につきまして、情報通信機器課の田中から、資料3—3に基づきましてご説明いたします。

1 ページ目、電気・電子機器リサイクルワーキンググループの状況ということで、本ワ

ーキンググループでございますけれども、家電リサイクル法の施行状況につきまして調査・検討を行うために、本小委員会の下に設置されているものでございます。

2 ページ目、構成メンバーでございますけれども、家電リサイクル法につきましては、中環審と通常合同会合ということで、合わせまして委員名簿をご紹介させていただいております。

3 ページ目、家電リサイクル法のポイントでございますが、ここにいらっしゃる有識者の方におきましては内容をご存じのことかと思っておりますけれども、特定家電機器用品の小売業者、それからここにあります製造業者等につきまして、収集・運搬、再商品化についての措置を講じまして、これらにつきまして、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図っているという法律でございます。

4 ページ目、この法律につきまして、平成13年4月に本格施行ということになっております。これから5年おきに施行状況につきまして調査・検討を行っておりまして、平成18年に1回目の評価・検討を始めまして、平成20年にとりまとめ、それから5年後の25年にまた2度目の評価・検討を行いまして、平成26年にとりまとめを行ったという形になっております。

5 ページ目、この2度目の評価・検討の審議状況でございますけれども、12回の審議をこの合同会合で行いまして、パブリックコメント等を経まして、施行状況の評価・検討に関する報告書としてとりまとめさせていただいたところでございます。

6 ページ目、本報告書につきまして既に本小委員会にご報告しているところもございすけれども、着実に成果を上げていると評価をされており、今後よりよい制度を構築していくために、各それぞれの主体におきまして所要の取り組みを行うことということと、また、今後5年後に再度制度の見直しの議論を行うことが適当とされたところでございます。

具体的な提言等につきましては、従来、再商品化等のところに重点が置かれていたわけですけれども、そこで成果を挙げてきたことから、今後の目標といたしまして、回収率の目標の設定でありますとか、効果的な普及啓発、さらにリサイクル料金のさらなる透明化・低減化というような様々なことにつきましてご提言いただいているところでございます。

7 ページ目、平成26年報告書以降の動きでございます。この報告書を取りまとめられまして、様々な項目をご検討いただきましたので、これに基づきまして、それぞれの主体が取り組むべき施策を工程表としてとりまとめております。この工程表につきましては、毎年この合同会合におきまして施行状況を評価するということとなっております。それか

ら、先ほど申し上げました回収目標ということにつきまして、平成27年に設定させていただいているという形になっております。

それから、この回収目標率をどのように達成するかということにつきまして、昨年の平成28年の合同会合におきましてアクションプランということでご審議いただきまして、とりまとめを行ったという形になります。直近の合同会合でございますけれども、本年1月に行いまして、この回収率の状況でありますとか、アクションプランの状況、それ以外の実施状況につきましてご報告申し上げ、ご審議いただいたということでございます。

この工程表につきましては、8ページ目以降、ここから3枚ほど続いております。最初が、消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善ということにつきまして、様々な主体におきます施策を書いております。それから、続きましては適正処理ということの施策、それから、最後に高度化、対象品目、回収方法等についての施策ということでございます。

11ページ目、直近で議論をさせていただいている回収率目標でございます。これは、回収率目標を平成26年報告書に基づきまして設定することが適当ということで設定されたものでございますけれども、平成25年の回収率が約49%であったということで、これを5年後の目標といたしまして、この適正ルート以外の排出のうち、不法投棄の割合を半分にし、それから、スクラップとして回っているものにつきまして、これを限りなくゼロにしていこうということが望ましいということで、このような数値を計算いたしまして、56%ということを目指しているところでございます。

12ページ目、この現状の状況でございますけれども、平成27年度の回収率でございます。目標は56%になっておりますけれども、現状、52.2%ということで、一昨年よりも少し落ちた形になっておりますが、少し長い目で見ますと上昇傾向にあり、基本的にはオントラックではないかということで、引き続き注視をしていくというような形でご審議いただいております。

以下、参考として、4品目の回収率の状況でございますとか、先ほどご説明申し上げましたアクションプランの全体像、そのほか、家電リサイクル法の施行状況につきまして参考資料を添付させていただいております。説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○武田リサイクル推進課長補佐 リサイクル推進課の武田と申します。資料3—4に基づきまして、小型家電リサイクルワーキンググループの活動状況について、私からご説明させていただきます。

1 ページ目をごらんください。活動状況についてであります。

小型家電リサイクルワーキンググループは、本小委員会のもとで、平成27年10月に設置が決定したところでありまして、ワーキングでは小型家電リサイクル制度の評価及び見直しにつき検討を行うことを想定しております。

その後、平成27年12月に第1回、平成28年12月に第2回、合計2回開催をしております。直近の第2回におきましては、施行状況の報告とともに、平成27年度における回収量目標を見直しまして、平成30年度までに達成を目指す年間回収量目標について14万トンを維持するという方針が確認をされたところでございます。現在パブリックコメントを募集中でございまして、とりまとめ次第、この目標をセットしていくということになっております。

次の2 ページ目をごらんください。法律の概要でございます。

ポイントだけ申しますと、この制度は、住民から排出される小型家電を、一つは市町村が回収するルート、もう一つはこの法律に基づき認定される認定事業者が回収する直接回収といわれるルート、2つのルートがございまして、それぞれから回収された小型家電を認定事業者における中間処理施設で再資源化処理をし、そこで処理されたものが金属製錬等を経て資源が回収され、循環利用されるという仕組みでございます。

この制度に基づきまして、認定事業者、直近で49者ございまして、次の3 ページ目に、その本社所在地の分布状況を示しております。基本的に、認定事業者は複数の都道府県を回収可能エリアとしておりますので、現在、全国47都道府県全てで回収可能な体制が整っているところでございます。

次の4 ページ目をごらんください。今度は、市町村の参加状況でございますが、直近の状況ですと、平成28年4月時点で約76%の市町村が実施または実施に向けて調整中になっておりまして、この法律が施行された平成25年4月から毎年着実に参加数は増えているといった状況になっております。

次の5 ページ目をごらんください。そうした中で、小型家電が回収された量の実績でございますけれども、直近の平成27年度の実績では、市町村の回収が約4万8,000トン、認定事業者による直接回収が約1万9,000トン、合計約6万7,000トンということになっておりまして、これも毎年回収量は増えている状況であります。この法律では、先ほど申しました回収量目標を設定しておりまして、平成27年度時点で年間14万トンという目標でございましたので、それと実績を比べれば目標の半分弱に到達したという状況になっております。

続きまして、6 ページ目をごらんください。認定事業者が引き取った小型家電の再資源化の状況については、この法律の中で国への報告義務を求めています、数値のほうを把握しております。

左の、再資源化実績の表の赤く囲っている部分が回収された小型家電の中から再資源化された金属の重量ということで、平成27年が約3万トンとなっております。その金属等の種類ごとの内訳が右側の「主な内訳」と書いてある表でございまして、平成27年度のところをみていただくと、重量で一番多いのは鉄、続いて銀、アルミ、銅という順番になっておりまして、それを金額換算したものが表の右側にありますけれども、金の価格が金額換算では一番高いという状況になっておりまして、金額換算を合計しますと、27年度の資源価格の相場換算で21.6億円と。これだけの金属が回収リサイクルをされたということが実績として上がっております。

続きまして、7 ページ目をごらんください。このような施行状況を踏まえて、この法律は、施行後5年経ったときに制度の見直しを行うということになっております。施行が平成25年4月ですので、平成30年度から本格的な見直しの議論が行われるということでありまして、来年度は29年度ですので、その本格的な議論に備えて、見直しの検討をこれから進めてまいりたいと思っております。

この7 ページ目の上の四角囲みに、これまでの実績についての評価を書かせていただいておりますが、市町村も参加が増えておりまして、取り組みに広がりが見られる一方で、認定事業者による直接回収の取り組みも、消費者のニーズに対応して、家電量販店、宅配事業者あるいは引っ越し業者など、さまざまな業種との連携による回収の取り組みが行われているところであります。

そうした状況も見据えながら、今後の制度の在り方というのを今後考えていかなければならないのですが、この審議会において当初から指摘をされておりますのは、資源市場の変動がある中で、それに左右されない強靱な制度を構築するというのが目的、目指すべき方向だということがこの小委員会でも認識をされておるところでありまして、そうした持続可能な制度構築のための方策を今後検討してまいりたいと思っております。この法律は環境省と共管でありますので、両省とともに検討作業を進めていこうと思っておる次第であります。

最後、8 ページ目ですけれども、直近、ちょっと話題になっておりますが、東京オリンピック・パラリンピックのリサイクルメダルの一環として紹介をさせていただきます。

す。組織委員会が今年2月に、リサイクルメダルの取り組みの事業協力者として2者選定しておりますが、そのうち日本環境衛生センターさんが代表としてなっている事業者においては、全国の小型家電リサイクル法の認定事業者と連携した小型家電の回収をこれから実施していく予定にしております。下表にございますけれども、それぞれ金・銀・銅、必要なものを小型家電の回収によって得ていくといった国民運動、これを今後もレガシーということで、オリンピック・パラリンピックが終わった後も小型家電リサイクル法が定着することを目指して、我々、当省としても必要に応じて取り組みをサポートしていきたいと考えておるところでございます。

説明は以上でございます。

○田村環境指導室管理官 環境指導室の田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私からは、資料3―5に基づきまして、有害廃棄物等越境移動ワーキンググループの活動状況についてご報告させていただきます。

このワーキンググループは、昨年10月にこちらの委員会で書面審議にて設置をお認めいただきました、新しいワーキンググループでございます。

それでは、1ページをごらんいただけますでしょうか。検討の背景を説明しております。バーゼル条約という条約がございます。これは有害廃棄物の輸出入手続の国際ルールを定める条約なのですが、この条約の国内担保法がバーゼル法でございます。このバーゼル法で、有害廃棄物の輸出入を承認にかからしめて、バーゼル条約を担保しています。

そういう法律でございますけれども、平成4年に制定されて以降、かれこれ25年間、特段条約の改正もございませんでしたので、見直しを行ってまいりませんでした。ところが、最近になりまして、この法律の規制対象となる非鉄金属の二次資源、こういったものは有害廃棄物ということで条約の対象なのですが、その国際取引が増大するというようなことが変化として起こってきております。

これによりまして、例えば日本から輸出された特定有害廃棄物が輸出先で不適正に処理されていたりとか、あるいは二次資源である電子部品スクラップの輸入が、このバーゼル法の手続が煩雑であるがゆえに、諸外国との獲得競争で不利な状況に置かれているといった課題が顕在化してまいりました。そのため、昨年の日本再興戦略におきましても、早期の必要な措置の実施が求められたところがございます。

2ページ目をお願いできますでしょうか。そういった背景を踏まえまして、バーゼル法は経済産業省と環境省の共管法ですので、こちらの小委員会の下にバーゼルワーキンググ

ループを設置していただくとともに、中央環境審議会の下にも専門委員会を設置いたしまして、ワーキンググループと委員会で合同会議を開催して検討していただいてまいりました。バーゼルワーキンググループは、中村委員長に座長をお務めいただきまして、佐藤委員や馬場委員、そして村上委員にご参加いただきましたし、また、環境省の専門委員会には小島委員にもご参加いただいております。いろいろとご検討ありがとうございました。

昨年の10月から4回合同会議を開催いたしまして、4回目の1月31日に報告書としてとりまとめていただいたところでございます。その報告書の内容ですけれども、3ページに概要を1枚紙でまとめてございます。報告書自体は今回の資料の参考資料としてつけておりますけれども、この概要に基づきまして、ごく簡単に報告書の内容についてご説明させていただきます。

まず、上のほうにありますとおり、今回の報告書を貫く基本的考え方として、環境汚染等が生ずるリスクに応じてバーゼル法の手続を見直すべきということで、リスクが高いものに対しては規制強化をするし、リスクが低いものについては規制緩和を行うという方針で、全体的に輸出・輸入それぞれに見直していただきました。

輸出に関しては5つほど見直しの点がございます。こちらの左側にございますけれども、まず、①と②にありますとおり、使用済鉛蓄電池や雑品スクラップが日本から輸出されて、輸出先で問題を起こしているというような状況がございますので、これらにつきましては、例えば環境大臣による確認基準を整備するとか、あるいは雑品スクラップのような混合物であれば、該非判断が難しいということなので、そのための基準を整備して法的に明確化することをご提言いただいております。

また、③にありますとおり、我が国から輸出したものが相手国の基準に合わないがゆえに送り返されているというような実態が最近になって顕在化してまいりましたので、その相手国に合わせた形での法律の基準の見直しもすべきというご提言をいただきました。

これらにつきましてはどちらかというと規制強化なのですが、④にありますとおり、逆にOECD加盟国であるような先進国で認定された施設であれば廃棄物もきちんと処理できるのではないかとということで、こういった施設向けの輸出手続については簡素化すべきというご提言をいただいております。また、⑤にありますとおり、廃棄物処理法、これは環境省の法律なのですが、廃棄物処理法についても輸出手続がございますので、廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続についてはきちんと見直しを行って、手続の二重部分を排除するようというご提言をいただいております。

それから、右側のほうになりますけれども、輸入に係る課題ということでございます。

①にありますとおり、環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入承認手続の簡素化ということで、いわゆる廃電子基板というパソコン等に使われている基板には有用金属が非常に多く含まれております。ですので、我が国としては比較的こういったものをたくさん輸入して、それから有用金属を取り出したいという希望もございまして、あるいは途上国におきましても、みずからの国で処理施設がなかったりする場合には、逆に日本でこういった廃電子基盤を処理してあげることで、世界的な環境汚染の防止につながるということもございまして、できるだけこういったリスクが低いものについては輸入を緩和して、比較的日本に入りやすくするというご提言をいただきました。

また、①の方向性の2つ目のブリットポイントにありますとおり、比較的风险が低いものについても、日本における優秀な処理施設においてはきちんと処分できるということで、日本の中に認定制度を創設して、こういった施設向けの輸入に関しては緩和すべきというご提言をいただいております。これらについては既に欧州が実施しているところでございまして、逆に日本としては欧州におくれないように、こういった形で廃電子基板のような有用資源をできるだけ輸入して有効活用したいと考えておるところでございまして、

それから、②にございますとおり、バーゼル条約に基づかないで、送られてきたものを我が国から送り返すときの制度が整備されていなかったということがございますので、こういったものに対する手続の整合化もすべきというご提言をいただきました。

それから、その他のところにありますとおり、試験分析目的で輸出入する場合の円滑化についても考えるべきのご提言いただいております。

これらのご提言を踏まえまして、現在、環境省と経済産業省では、今国会にこのバーゼル法の改正法案を提出し、ご審議いただきたいと考えておりまして、そのための調整を今政府部内で進めているところでございます。

今後の課題の一番下にありますとおり、これにあわせて環境省の法律である廃棄物処理法についても一体的に見直すべきというご提言をいただいておりますので、こちらについては今環境省で政府部内の調整を進めているところでございます。

25年ぶりの見直しということで、このようなご提言をいろいろいただきましたけれども、これからこういった輸出入がさらに活発化することが予想されておりますので、25年というようなことを待たずに定期的な見直しをすべきといわれております。ご提言いただいた形でバーゼル法の見直しをした上で、さらにその結果を踏まえながら、引き続きバーゼル

法の適正化を図っていきたいと考えている次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、今ご説明ありました各ワーキンググループに対して、ご質問、ご意見がございましたらご意見いただければと思います。名札を立てて意思を表明していただければと思います。よろしくお願いします。どのワーキンググループでも結構でございます。

それでは、大塚委員。

○大塚委員 どうもご説明ありがとうございました。私からは、小型家電に関して伺いたいと思います。

市町村回収、認定事業者回収、それぞれ、さまざまに工夫を凝らしているというご説明をいただいたのですが、もうちょっと具体的に、例えば市町村と認定事業者の間の協力体制とか、認定事業者・小売事業者の間でのタイアップとか、その辺を具体的にもうちょっとお話を伺いたいなと思いました。効果的な取り組みであれば、どういうところが効果的なのかという情報共有が非常に大切だと思うんですね。回収率をアップさせるため市町村なり認定事業者の間の情報共有をどのように努めていらっしゃるのか、情報発信をどのようにされているのかということ、もしご説明いただければありがたいなと思いました。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。ご質問を一通りお伺いして、それから事務局のほうからご回答いただこうと思っております。

ほかに。それでは、順番に、大和田委員。

○大和田委員 個別リサイクル法ですと、3つほどちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

まず、容リ法ですけれども、例えば一つの水平リサイクルの例として、ペットボトルのボトルとボトルという、この技術というのは恐らく日本だけだろうというふうに思っているのですが、こういう水平リサイクルの推進というのを、プラスチックに関しても今後どういうふうに推進をされていくのかというところを伺いたいというのが一つです。

それから、自リ法についてですけれども、リサイクル業界の方々とお会いするチャンスが結構あるのであれなのですが、今かなり、ご存じのように自動車リサイクル業界の関係者が、業界自体が相当疲弊していますですね。もしかすると経済的に相当な危機に陥っ

ているかなという感触を私は得ています。その中で——なかなかこれは制度的にどう改善するのかというのは非常に難しいところなのですけれども、一方では、リサイクル料金量の余剰という現状もあるわけですね。このあたりをどううまく整合させていくのか、その辺のお考えをお聞きしたいということです。

それから、あとは小電リサイクルのほうなのですけれども、これは、今大体トータルで6.6万トン／年ぐらい集まっているよということなのですけれども、これはいろいろな試算があるかもしれませんが、例えば中村先生たちが昔出された、年間1人20キロぐらい小電を出していますよというのを、そのデータを……

○中村委員長 あれば小電だけではございません。家電と込みで。

○大和田委員 そうですか。家電も込みでしたか。そうでしたか。

○中村委員長 はい。それはヨーロッパも一緒です。

○大和田委員 そうですね。そうすると、大体年間の小電だと65万トンぐらいという数字だったですかね。一応公式に出ているのは。そうすると、現状での収集率は大体10%ということですが、まだまだやはり収集が足りないというふうに思っていて、これも内情はある程度わかっているのですが、それほど簡単ではないというのはわかっていますけれども、最後にお話しされた例えば2020の都市鉱山メダルをつくって騒いで終わるということではなくて、日本のいわゆるリサイクルの現状というものをいかに国民にきちんと理解をしてもらうか、非常に大きなチャンスだと思いますので、そのあたりのうまいアピールをぜひ国からもしていただきたいなという要望でございます。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員 何点か。

容リ法についてですが、特に問題になっていますプラスチック、いわゆる容器包装であるプラスチックと、容器包装でない素材としてのプラスチックの扱いをどうするかという検討を、容リの審議会とは別の場で設けたらどうだという意見も出ておりますので、その辺はご検討を引き続きお願いしたいと思います。

それから、小型家電であります、市町村のほうの、いわゆる義務外品については市町村の責任であるということで、30年までに100%に回収体制を整えるということになっております。私も市町村のほうへいろいろアナウンスをしておりますが、いろいろ調べてみると、非常に受けとめ方が、いわゆる環境省、経産省が考えている実施体制がないという

ところで、それが理解できていないというところもあるので、その辺に対してきっちり、我々も発信していきますので、連絡先等の整備を含めて経産省も発信をしていただければと思います。

それから、小型家電であります。どうも一部の自治体で、特定品目、ご推奨の特定品目をやれば、推奨なんだからいいんでしょうというような受けとめ方をしている自治体があります。それは、何かをやるのには当然費用がかかるので、余り費用をかけたくないということから、やむを得ない部分もあるのですが、その辺に対してどうアプローチしていくかということがないと、回収率が低いんです、量が少ないんですといっても、それは市町村の責任ではないというようなことにもなりかねないので、ぜひその辺もどうするかを考えていただきたいなと思います。

それから、小型家電に関連して、いわゆるオリンピックのメダルの件ですが、いろいろ発表はされているのですが、今ちょうど、来年度の小型家電の引き渡し契約の事務に多くの自治体が入ってしまっていて、入札で大体落札している業者さんに渡すという例もあるのですが、いわゆる本当にそれがメダルになるんですかと。せっかく市町村は協力をしますが、いって、いや、うちはそのメダルのほうにはエントリーしていませんというようなことになる。いわゆる49の再生事業者というか、認定事業者の方が、本当に全部協力しなければ多分成り立たないのではないかと思いますので、その辺についてもちょっとご見解があれば聞かせていただければと。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 まず、容器包装リサイクル法なのですが、現在の状況の9ページのところで、市町村が負担する分別回収等の費用が出ております。この中で、プラ容器包装が突出して全体の費用がかかっているわけですね。それに対して、カバー率としては、その前の5ページをみますと、プラスチック容器が一番、実施している市町村の割合が低いわけですね。そうしますと、なぜ実施している市町村の割合が低いのに金額が高いのかということの理由は何かあるのでしょうか。それから、今後この状況がどのように改善されるのか、あるいは何かの施策を考えていらっしゃるのかということについて伺いたと思います。

それから、家電リサイクル法についてなのですが、20ページを拝見しますと、家庭・事業者からの排出のうち、約半分が小売業者による引き取りになっているんですね。この割

合を高いとみるか低いとみるかという問題はあると思うのですけれども、今後この引き取りの状況を向上させるためには、小売業者に対する引き取りをもっと促進していくのか、あるいは高齢化・少子化の問題がございますので、小売店での引き取りは難しいということになると、その他の引き取りの部分で指定取引場所へ引き渡すようなルートをもっと構築していくのかという点については、どのようにお考えかということを考えております。

それから、小型家電リサイクル法は、私も委員をしておりますので、なかなか難しい状況だということは理解しておりますが、やはり今後の目標達成のための何か具体的な案というのがあるのかどうかについて伺いたいと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。それでは、高尾委員、お願いします。

○高尾委員 ありがとうございます。まず、容器包装リサイクル法についてですが、私、初めての出席でもありますので、大きな問題点が何であるのかということについて、ぜひ教えていただければというふうに思います。

次に、コメントですけれども、容器包装リサイクル法自体は既に、消費者、我が国の国民に対しての認知というのは広がっているものだというふうに、状況は理解できるような資料になっているかと思いますが、一方で、それをいかに、リサイクルされたものをどのように使うのかと。そちらのほうの例えば資源としての有効活用がどの程度なされているのか。例えば、我が国が輸入している石油製品に対してどの程度代替できているのか、その点の課題点がどのようなものなのかというように、リサイクルの推進については既に一定程度の効果があるかと思いますが、それを次の産業化にしていくという視点についての状況や問題点等を教えていただければというふうに思います。

次に、小型家電リサイクル法についてですが、各委員コメントをなされているとおり、東京オリンピックのメダルについては非常に大きなチャンスで、おもしろい取り組みだなというふうに思うのですが、一方で、この資料をみる限り――小型家電リサイクル法の資料、メダルに関しての資料の最終ページですか、必要な量に対して、金は小電で十分で、銀は足らなくて、銅は足りるみたいな状態だというふうに思いますが、ということは、消費者が協力をしたときに、自分の小型家電がリサイクルしてメダルになるかどうかがよくわからないような状態なのではないかなと思ったりもします。そのとき、非常に懸念するのは、大きな期待をもって協力したけれども、それが何かしら使われなかったら一転して失望に変わってしまうことは非常にもったいないというふうに思いますので、そのあたり

の管理状況等がどうなっているのかについて、もしわかれば教えていただければなというふうに思います。

以上です。ありがとうございます。

○中村委員長 ありがとうございました。それでは、松八重委員、お願いします。

○松八重委員 ありがとうございます。ワーキンググループ間のつながり、接続について質問させていただきたいと思います。

私は自動車リサイクルのワーキンググループに出ておりますが、恐らくこの小型家電、それから電気・電子機器リサイクルは——自動車リサイクルについてもそうですけれども、基板を介してかなり接続する部分があるかと思うんですね。小型家電につきましては、資料中の7ページにも、鉄、アルミ、銅、ステンレス、銀、金、パラジウムというふうに、非常に都市鉱山というふうな色合いがやはり強くて、金属資源のターゲットとなるようなものが個別の素材として挙げられてはいるのですけれども、自動車リサイクルですとか電気・電子のほうですと、必ずしもそういった素材——鉄鋼とかアルミ材という形では、素材としての循環としてはもちろんターゲットとして強く考えられてはおりますけれども、こういった基板類に含まれる金属資源に関してまで細かく内訳を挙げて論ずるというふうなことは余りないように思っています。やはり3者、恐らく磁石、モーターコイル、基板といったところに関しては、共通して優先的に回収・循環を促すターゲットとなる元素、あるいはリサイクル素材とか、そういったものがあるのだしたら、何か共通するような意識といいますか、ターゲットとなるような素材というものがリストとして挙げられると、それを土台として、それぞれのワーキンググループで、ではそれらを回収させ資源化するためにはどういうスキームが必要なのか、どういう政策が必要なのか、どういう技術が必要なのかというような具体的な議論ができると思うのですけれども、そのあたりについての連携あるいは接続というものがこれまであったのか、あるいはこれからするような予定があるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○中村委員長 それでは、大石委員、どうぞ。

○大石委員 済みません、ありがとうございます。今のお話を聞いていて思ったのですけれども、金属もそうですけれども、やはり今回出ているリサイクルの中で、プラスチックの存在というのは全てのリサイクル法にかかわるものであって、しかも容りの説明の中で、ものづくりとしての再商品化というところに、最後、コンバウンドの後が再生材の利用製品として、やはり自動車であったり家電であったりというのが出てきていることを思

うと、やはりプラスチックのリサイクルというか、それを横断的に考える場所というのがやはり今どうしても必要なのではないかなというのを感じております。特に容りの場合には、再商品化とは書いてありますけれども、実際に容りとして再商品化できるものというのがプラスチックの中ではかなり限られる中で、マテリアル、それからケミカル、サーマルというのをどういうふうに考えるかということも含めて、横断的なそういう場所というのをぜひつくっていただければと思います。これは意見です。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が押しておりますが、ご質問に対するご回答がございましたら、それぞれの部局というか、ところからご返事をいただければと思います。ご回答お願いします。

○高角リサイクル推進課長 それでは、まず私から容器包装リサイクルの関係につきましてご説明申し上げます。

まず、大和田委員からご指摘をいただきました水平リサイクルについてでございます。特にペットボトルにおきましては、その技術の進歩によりまして、ボトルからボトルへのリサイクルということが進んできているということでありまして、水平リサイクルの意味合いといいますか、全体としてコスト低減を図っていった生産性を高めていくという中で、水平リサイクルというものをどう位置づけていくのか。例えば、水平リサイクルは技術的には可能だけれども、ものすごくコストがかかるというような場合に、これが本来に他のリサイクル手法に対して優位にあるということになるのかどうかといったところも含めた総合的な判断というのが必要かと思っております。もちろん技術の進歩と個々の事業者さんの努力においてリサイクルの付加価値が高まっていくということは望ましいことだとは考えております。

それから、佐々木委員からのご指摘のところで、大石委員のご指摘にも関係するのですが、容器包装以外のプラについてということでございます。容器包装リサイクル法の報告書におきましては、製品プラにつきまして実証検討をするということが盛り込まれております。これにつきましては着実に進めていくということでございます。もっと大きな議論の場というご趣旨かと思っておりますけれども、そこについてはちょっと、もう少し大きな話になろうかと思っておりますので、引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから、佐藤委員からのご指摘で、市町村の費用についてでございます。プラが多い

ねということでありますけれども、もともと回収量の中でプラが占める割合がかなり大きいところの一つであろうかと思います。いずれにしても、これは環境省のほうで調べた調査なので、具体的な詳しい分析データを手元にもっているわけではありませんけれども、自治体の費用につきましても、より分析をしていく、より合理化を進めていくというところは容りの報告書にも記載されているところでございます。

それから、高尾委員からのご指摘で、リサイクルされたものをどう使っていくのかという観点からのご質問だったかと思います。リサイクルの価値を高めていくというところが私どもとしては非常に重要なことだと考えておりまして、そのために、先ほどご説明しました規格の制定などの取り組みも進めているところでございます。

容りの関係は以上でございます。

○中村委員長　　ちょっと、ご返事の前に、今、馬場委員が立てられましたので、もしよろしければ先にご意見をお伺いして。

○馬場委員　　済みませんでした。私がお尋ねしたかったのが、小電のリサイクルに関して、特にリサイクルメダルの取り組みに関して、ほかの委員の方もおっしゃっていて、私も気になっていたところだったので、一言申し添えたいなと思っていたのですが、やはり、足りたり、金・銀・銅のメダルに必要な量と回収の実績量というのが足りたり足りていなかったりというところがある中で、そういう状況もある中で、小電リサイクルの認知度向上と、五輪でのこのプロジェクトをうまく実施していくに当たって、その小電リサイクルの認知度向上に向けてどのような取り組みというのを国として具体的に広報活動していくのかといったところのアイデアなど、今後の進め方。あと2年ほどだと思えるのですが、どういうふうに進めていくのかという国としての予定ですとか計画といったところがあれば教えていただきたいというふうに思っておりました。

以上です。

○中村委員長　　すぐ回答されますか。それとも後で。どうされますか。

○武田リサイクル推進課長補佐　　一旦まとめてお答えします。

○中村委員長　　そうですね。まとめて。それでは、よろしくお願いします。

○武田リサイクル推進課長補佐　　小型家電リサイクル法に関して幾つかご質問、ご意見をいただいております、恐縮ですがまとめて回答させていただきます。

まず、大塚委員からご指摘がありました主体間の連携の取り組みについてでございますけれども、市町村においては、地元の小売店舗と連携して、店舗に回収ボックスを置いて

回収量を確保するという取り組みが行われていますし、認定事業者は、自身で回収網をもっておりませんので、そういう意味では、既に回収網をもっている宅配業者や家電量販店、引っ越しなどの時に排出される機会、そういった消費者のニーズを捉えた回収サービスを構築しつつあるところでして、特に認定事業者側がいろいろな関係主体に働きかけ、連携をしながら回収を進めていくというのが今後進めていくべき方向かと思っております、我々もそれを後押ししていきたいと思っております。

2番目に、佐々木委員からご指摘がございました、資源価格が一時期に比べれば厳しい状況である中で、特定対象品目の回収に今集中しつつあるという点ですが、市町村においては費用を極力かけずにこの取り組みを進めていきたいという思いがあるのは承知をしておるところであります。これは、特に環境省で調査検討を進めておりますけれども、そういうグッドプラクティスがたくさん集まりつつありますので、それをいかにさまざまな自治体に共有をし参考にしていただくか、横展開の取り組みも重要だと思っております。ただ、その際には、地域性とか、地域ごとに実情が異なりますので、丁寧にやっていく必要があると思っておるところであります。

また、佐藤委員からご指摘がありました、14万トンという目標達成に向けてどのように進めていくかといったことですが、先ほどご説明しました市町村における回収もさることながら、やはり認定事業者による直接回収を推進していくことが重要なことと思っております。ここについてはまだまだ伸びしろがあると思っておりますし、消費者のニーズがまだ発掘されていないものがあると思います。そういうのを的確に発掘をして、回収量拡大につなげていくといったことを目指していきたいと思っております。

オリンピック・パラリンピックのメダルの件ですが、我々も有効な機会であり、国民に対して小型家電リサイクル制度を知っていただく絶好の機会ということで、活用していきたいと思っております。今はまだ、事業協力者であります認定事業者間で具体的な議論が進んでおり、どういう制度設計にするかというのはまだ検討中であると伺っております。国としてどう取り組むかといったところも、基本的には環境省と当省の間で調整しながら必要な支援をしていこうというのが基本的な考え方です。認定事業者の提案や組織委員会としてどういう調整をしていくかということも伺いながら、我々としても必要な取り組みを支援していきたいと思っております。

あと、松八重委員からご指摘ありましたリサイクル法間での連携ということで、これは小型家電ワーキンググループでも委員の方からご指摘をいただいているのですが、認定事

業者においては、既に家電リサイクルや自動車リサイクルなど他のリサイクルも一緒に取り組んでおられる事例があります。実体面では他のリサ法との連携によって効率的に処理を進めるという事例もございますけれども、委員のご指摘は制度的な連携という観点だと思いますので、それは今後の見直しに向けて検討を進めていきたいと思っております。

○中山リサイクル推進課長補佐　　済みません、この点についてちょっと補足させていただきます。

各リサイクル法、それぞれ目的が違うというところもあって、自動車であるとか家電はどちらかというと廃棄物処理というところに重きのあるところで、他方で小型家電リサイクル法のほうは資源確保という色が強いと。それを反映して、それぞれ執行状況をみる中で、どういった具体的な資源を回収しているかというところは各法律によってデータが違ってきているというところが現実にあって、なかなかそのあたりは実際には連携のほうは十分でないというところはあるかと思います。このご指摘、大変有用だと思っております、我々としても、これからまた後でご説明させていただきますけれども、リサイクルプロセスの効率化を図るための研究開発事業というのを来年度からやることになっていまして、これは当然ながら基板の回収というところも入っている内容でありますので、これは各リサイクル法共通に裨益する話だと思います。そういったことも我々としてはやっているところです。今後については、いただいたご意見を踏まえて、どういうふうに各リサイクル法の中で連携をしていくか、先ほど申し上げた技術開発の普及も含めて、リサイクル課を中心に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村委員長　　ありがとうございます。それでは、ほかのところ。なるべく簡潔によりしくお願いいたします。

○西田自動車課長補佐　　大和田委員から、自動車リサイクルについて、業界は疲弊しているという現状と、あとは余剰金、これをどう考えるかということでご質問をいただきました。

業界が疲弊しているという現状、特にリサイクル事業者のほうで、使用済自動車の発生台数が減っているということ、あとは鉄スクラップの価格相場がかなり変動しているということ、こちらでかなり業況は厳しいところがあるという、そういうことかと思えます。こちらについては、制度的な手当というのはなかなか難しいところでございますけれども、いろいろと業界とも協力をしながら、我々は「精緻な解体」といわせていただいているの

ですけれども、収益性を高めて、かつリサイクルの質が上がるような、そういうリサイクルを進めていこうということで、いろいろ取組を進めさせていただいているところでございます。

余剰金の話でございますけれども、こちらに関しては、基本的には前払い制ということで、ユーザーの方から預託をいただいたお金、これが事後的に、いろいろな理由により、結果として余ってくる場合があるというものでございます。こちらについては、基本的にはユーザーの方にお返しをするというのが一番かなというふうに考えておりまして、資金管理団体に、ちょっと避けようがなくなってしまうようなお金については、料金の割引という形でこれをユーザーに還元をしようということで今制度を考えているところでございます。

もう一つ、メーカーに払い渡しをした後に、費用圧縮の取組等の結果、また余ってくるお金というのもあるのですけれども、こちらについては、リサイクルの高度化に資するような、そういうある種公的な用途の事業とか、こういったことに充てていこうということで今仕組みづくりを進めておりまして、この中で先ほどのリサイクル事業者の取り組みというのも一つ支援する対象になってくるのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○田中情報通信機器課室長 家電リサイクル法の状況について、佐々木委員、佐藤委員からコメントがございました。また、大和田委員から、小型家電一般になろうかとは思いますが、収集が足りないのではないかとということで、小型家電リサイクル法の部分にも関係するコメント、ご意見がございました。これらいずれも回収という観点でつながっているお話ではないかと思っております。

いただいております回収につきまして、まず、資料3-3の家電リサイクル法のスキームを見ていただければと思うのですけれども、いわゆる回収業務につきましては、小売業者に引き取義務というものが課されておりまして、これは、過去に販売した機器というものの、それから、買い換えのときに、もともと持っているものを引き取ってくださいというものを引き取る、これが引き取義務でございまして、その対象に入っていないものが、今、義務外品と言われているものでございます。これにつきまして、現行で申し述べますと、この義務外品につきましては、いわゆる廃掃法に基づきます基礎自治体におきまして対応する一方、小型家電については、小型家電リサイクル法のスキームによって行うという仕組みとなっておりますが、家電リサイクル法の中におきましても、どういう仕組みで回収

していくかということにつきまして、自治体において義務外品の回収体制を組んでいただくよう、今、佐々木委員からもコメントがございましたけれども、非常に努力していただいているところでございまして、ここの部分をどのように進めていくのかというのが、現状、家電リサイクル法におきまして、今期5年間の課題の一つとなっているわけでございます。

あと、佐藤委員からございました、この資料で20ページにございますフローの推計図で、小売業者の引き渡しが半分ぐらいではないかというお話がございました。このフローの推計図でございますけれども、これは今年度からちょっと新たな見直しを行いまして、精緻化した図でございまして、今回、これまでの計算の仕方を大きく変えてございます。これは、有識者に集まっていただきまして推計をしたわけなのですが、これまでの考え方を変えまして、再商品化とか、海外にリユースとして出ていっているものは捕捉されておりますが、排出台数につきまして、いわゆるストックというものを過去のいろいろなデータから推計をいたしまして、それから、ストックの増減をモデル化いたしまして、それとの差分を計算したということで、これまで実態的に計算できていなかった部分が大きく判明したものだと思います。それまで、例えば平成26年——今、私の手元に持っている数字を申し上げますと、フローの推計図、従来のやり方で3品目の合計になってしまうのですが、これは、家庭・事業者からの排出は左側が1,177万台となっておりまして、このうち小売業者の引取りが約780万台ということで、非常に大きく数字の割合が違っている。これは、4品目と3品目で直接は比べられないという点もあるのですけれども、違っております。ここの部分の回収で、何が違ってくるのかという一つの大きなところが、エアコンでございまして、エアコンにつきましては、いわゆる正規のルートによらない仕組みの部分で、非常に大きく流通しているということがやや浮かび上がってきたというふうに我々は思っております。この部分の対策をどうするかというのが、ワーキンググループでの議論もになっておりまして、この部分の措置につきましては、環境省の方でもご議論いただいておりますけれども、廃掃法の改正を含めまして、どのような形で対策を講じていくのかということにつきまして、現状議論しているというような段階でございます。

以上でございます。

○中村委員長　　ありがとうございました。一応ご回答いただいたということにさせていただきます。また最後にお時間がありましたら、また改めて多少議論したいと思いますけれども、ちょっと時間の都合上、次に移らせていただきます。

ただ、1点、松八重委員がいわれたことは非常にごもつともで、やるべきことで、実は、小型家電の議論をずっとやっていたときも、どうやって横串を刺すんですかと。その議論は随分やりました。それはちゃんとやらなければいけないよねということになって、役所のあずかりになったと私は理解しておりますが、残念ながら、やはりなかなか難しい問題で、ご存じのように日本は個別リサイクル法が非常にしっかりできていますので、その枠を超えるというのはそう簡単ではございません。ただ、皆さん方にここで議論していただいて、やるべきだということが意見としてしっかり出れば、それはそれなりに当然これから話が出るのではないかと考えております。そのときに、一ついい例題とまではいけません、ぜひご検討いただきたいなと思っているのは、昔からずっと思っているのですが、リチウム電池でございます。これは、小型——こういう i P a d というか、こういう系統から、パソコン、セルフォン、それからいろいろな小型の電子機器、並びに、もうメーンは自動車ですね。これ、残念ながら大変技術的にも難しい。収集もそれぞれ違う。この問題は物すごく大きな問題を抱えていることで、これは当然、いわゆる包括してやるべきような仕事ではないかと考えておりますので、いい例題——難敵ではありますが、取り組みの例題としてはいいのかなと考えております。済みません、勝手なことを申しました。

それでは、続きまして、次の議題に移らせていただきます。

次は、ご報告ベースになろうかと思えます。後でまたご意見はいただきますが、3つございます。1つは、福島でイノベーション・コースト構想というのを推進してありますので、そこに対するご報告。それから、あと、国際資源循環というベースで資源効率、これは先ほどちょっといいましたが、ヨーロッパでサーキュラー・エコノミーのパッケージが出されたということに対応する動きでございます。これについてのご説明。それから、リサイクル推進課としての関連予算のご説明がございますので、よろしくお願いいたします。○中山リサイクル推進課長補佐　それでは、福島イノベーション・コースト構想の推進につきまして、ご説明のほうをさせていただきたいと思えます。

資料4をお開きいただければと思えます。

済みません、ページ番号があつたりなかったりで恐縮なのですけれども、2枚目のほうを開いていただければと思えます。

まず、福島イノベーション・コースト構想全体の話でありますけれども、3年前の6月に、ロボット、エネルギーなどを重点分野とする構想のとりまとめが行われました。この中で、環境リサイクル分野についてもその一つとして位置づけられたところでございます。

それ以降は、これはロボット分野ですけれども、テストフィールドなどの拠点整備を進めていくとともに、各分野についての、浜通り地域での研究開発実用化のプロジェクトに対する助成事業などを実施してきたところであります。

今後ですけれども、現在、通常国会で、今後、福島復興再生特別措置法においてこの構想がまだ条文上位置づけられていなかったところを位置づけるといったことを含め、2020年まで構想の実現化に向けて、より一層関係省庁が連携して取り組むという枠組みを、閣僚級会議の創設など、そういった取り組みを今後していくということになっております。

3枚目ですけれども、こうした中で、環境リサイクル分野の取り組みについてご説明をさせていただきたいと思います。

一昨年8月に、ふくしま・環境リサイクル関連産業研究会を設立いたしました。会長は中村委員長に就任をいただいております。その中で、昨年の4月に、4つの事業テーマごとにワーキンググループを設置いたしまして、この中では研究会のメンバー企業がメンバーとなりまして、浜通り地域での事業化についての具体的な検討を行っているところでございます。先日――先週ですけれども、研究会ワーキング、今年度最後の開催がされたところでございます。

4ページ目ですけれども、今年度ですけれども、研究開発・実用化に関する補助事業の採択の状況でございます。これは、福島県庁において、経産省の予算で福島県庁のほうで執行したものでありますけれども、環境リサイクル分野については9件の採択件数となっております。リサイクルでありますとか石炭灰でありますとか炭素繊維、プラスチック、レアメタル等のリサイクルの研究開発実証事業といったものを今実施しているところでございます。

最後、5ページ目ですけれども、来年度の取り組みですけれども、2020年に向けて、今年度行ってまいりましたワーキングでの検討内容を踏まえて、より一層事業化に向けた取り組みを行っていくということでございます。具体的には、引き続き研究会を行いながら、新たな取り組みとして、これまでワーキンググループの中で検討をされていた各個別の事業化案件についての可能性調査の実施でありますとか、浜通り全体での廃棄物の排出量の予測調査といったことを行いながら、先ほどもご説明を申し上げました研究開発実用化の補助金などを活用しながら、より一層事業化案件の創出に取り組むということになっております。

以上でございます。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、次をお願いいたします。

○梅田リサイクル推進課長補佐 リサイクル推進課の梅田でございます。私のほうからは、資料５に基づきまして、資源効率・循環経済に関する国際的な動向についてご説明をさせていただきます。

まず、１枚目のスライドをごらんください。こちらにＥＵとＧ７の動向をまとめております。この資源効率・循環経済に関しましては、議論としては欧州を中心として今行われているということでございまして、右側にＥＵの動向でヨーロッパ２０２０というのを書かせていただいておりますけれども、もともとは２０１０年に欧州の成長戦略であるヨーロッパ２０２０を取りまとめた際に、その中に７つフラッグシップ・イニシアチブがあったわけですが、その中に資源効率（Resource Efficiency）というのが掲げられたというのが公式に取り上げられた最初でございます。それが、資源効率を達成するためのツールとして、循環経済という概念が今出てまいりまして、２０１５年１２月にサーキュラー・エコノミー・パッケージというものがとりまとめられ、それに基づいて、現在さまざまなアクションプランに基づきまして、さまざまな取り組みが今欧州委員会の中でされているということでございます。

また、あわせて、Ｇ７におきましても、この欧州がどちらかというと主導しております、エルマウサミット、ドイツが議長国だった際でございますけれども、ドイツの提案によりまして、資源効率のためのＧ７アライアンスというものが設立合意されております。この資源効率に関しましては伊勢志摩サミットにおいても議題として取り上げられまして、サミットのコミュニケにおいては、環境保護的な側面と同時に経済的な側面も、２つを目標として取り組むということが掲げられているところでございます。

次のページをごらんいただきますと、富山物質循環フレームワークというものがございます。これは、富山環境大臣会合のコミュニケ附属書として採択されたものでございまして、Ｇ７としての共通ビジョンを掲げるとともに、単独もしくは共同して「野心的な行動」に取り組むということでございまして、その「野心的行動」として目標が３つ掲げられているところでございます。我々は今、それぞれについて、これらの目標に基づいて、その取り組みを行っているということになります。

次のスライドをごらんいただきたいのですが、Ｇ７のアライアンスワークショップでございます。先ほど、資源効率に関するＧ７アライアンスというものが設立合意され

たということでございますけれども、この合意に基づいて、これまで各国が複数にわたる G 7 アライアンスを開催しております。

我々、昨年12月に、国際資源循環をテーマとするワークショップを開催させていただきました。これは、同時期に環境省も低炭素社会をテーマとするワークショップを開催させていただいております、これをバック・トゥー・バックで開催させていただいたものでございます。この G 7 のワークショップにおいては、G 7 の政府であったり、民間の関係者、それから、G 7 以外ということで、タイやインドネシアの政府の関係者にもご参加をいただいて議論を行いまして、ここに書かれている3つについて重要性を確認しております。1つは、ビジネスベースで取り組んでいくことが重要であるということ。それから、国際資源循環を進めていく上では輸送に係るエネルギー消費というものが非常に重要になってくるものですから、これを軽量化ですとか、新たなビジネスモデルの採用によってエネルギー消費を削減していくことが重要であるということ。また、適切な資源循環の基板を確立するためにも、途上国における適切なリサイクルシステムの構築が必要であるという、こういったことの認識が共有をされたということでございます。

この R E ・ C E に関する国際的議論の今後の展開でございます。4 ページでございますけれども、G 7 につきましては、現在、先ほど富山物質循環フレームワークの目標の中にロードマップの作成というものがあったと思いますけれども、現在、イタリア議長国のもとでロードマップの作成が進められております。これは、各国がそれぞれのテーマに基づいてテキストを用意して、今後作成されていくということになると思います。日本は、国際資源循環に係る課題というようなところに関してテキストをつくっているというところでございます、今後こういったことを環境省とも相談をしながらつくっていききたいというふうに思っています。

それから、G 20 へのアウトリーチということを書かせていただいておりますけれども、G 7 の中でも、G 7 だけではなく途上国と一緒にやっていくことが重要だということが言われておりまして、今年度ドイツが G 20 の議長国でございますので、こちら、G 20 に対してアウトリーチをかけるということで、ドイツのほうは G 20 に資源パートナーシップ、リソースパートナーシップというものを立ち上げたいというふうに考えておりまして、この最初の会合が3月16日に開催される予定でございます。今後、その G 7 と G 20 が連携しながら進めていくということになると思います。

E U のほうでございますけれども、こちらのほうは基本的には E U が域内の施策をつく

っていくというところでございますけれども、E U単独でルールをつくられてしまうと非常に問題があったりしますので、そのあたりは、日E U産業政策対話という対話の枠組みがあるのですけれども、その対話のもとで、資源効率についても双方のビジネスを阻害しないようなルールづくりのための対話を現在行っているところでございます。こういった議論の中では、この枠組みですけれども、気候変動環境ワーキンググループのほか、基準認証ワーキンググループなどでも議論を行っておりまして、標準化などでもその対応を行っていきたいというふうに思っています。

5 ページ目でございますけれども、済みません、こちらは欧州における資源効率の議論とはちょっと異なりますが、先ほどG 7のワークショップにおいて、途上国における制度構築が必要だということで認識が共有されたと申し上げさせていただきましたけれども、そういった問題意識に基づく当課の予算制度でございます。後ほど中山のほうからまた改めて説明があるかと思っておりますけれども、途上国において適切なリサイクル制度を構築するための技術実証というハードだけではなくて、政策対話に基づく制度構築というソフトについてもパッケージで行っていかうという予算でございまして、今年度から事業を開始しているところでございます。

6 ページ目に例として、ダッカにおいて行っている事業の例が書かれております。現在、バングラデシュ・ダッカのほか、ミャンマーのほうで事業を行っておりますけれども、このバングラデシュにおいては、電気・電子のリサイクル制度を入れると。その前提として、現在インフォーマルセクターが多く担っている回収などをよりフォーマル化していくために、回収処理事業者の登録制度をつくっていかうというようなことで、日本の自治体とも協力しながら行っている事業でございます。

済みません、私からの説明は以上でございます。

○中山リサイクル推進課長補佐　　続きまして、資料6のリサイクル関連予算について、資料のご説明をさせていただきたいと思います。

2 ページ目をお開きください。まず、こちらは、研究開発事業であります。リサイクルプロセスの、具体的には解体・選別と製錬プロセスの高効率化でありまして、解体・選別過程の自動化と製錬の高効率化を図る研究開発事業でございます。これは来年度から新規で実施するものでありまして、向こう6年間を予定しておるものでございます。

続きまして、3 ページ目でございますけれども、先ほど梅田のほうから話がありましたけれども、実証事業についての予算でございます。これは、全体としてはアジア大での資

源循環システムの構築というものを目的とした事業でありますけれども、具体的な取り組みとしては国内実証と海外実証の2本柱で行っているものであります。こちらのほうは今年度から新規でやっておるものでございまして、来年度は予算額といたしまして0.5億円の増額、計2億円ということで実施をするものでございます。

国内のほうは、動静脈一体型のリサイクルの高度化を図っていくものでございますけれども、海外のほうは、先ほども触れましたけれども、実際のリサイクルの実証事業だけではなくて、前提としての相手国への制度構築を図っていくということもあわせてやるものでございます。

最後ですけれども、こちら、海外展開支援予算でございます。経済産業省全体として、今、インフラ輸出の支援事業というのをここ数年ずっとやっておりますけれども、この一分野としてリサイクル分野での事業を行っております。具体的には、相手国での事業実施の実施可能性調査についての補助の事業でございます。具体的に、今年度は2件ほど行って、合計数は3千万ですけれども、来年度も同様にやりたいというふうに考えております。

このほか、リサイクル推進課の執行する事業ではありませんけれども、中長期用予算など、活用ができる予算がありますので、こうしたもの含めていろいろな事業化案件というのを支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございました。

それでは、ご説明がありました福島イノベーション・コースト構想、資源効率、それから、最後は予算ということで、何かご質問、ご意見がございましたらよろしく願いいたします。

それでは、早速、小島委員。

○小島委員 2点申し上げたいと思います。

まず、1点目は、今お話があった制度構築の支援に関してなのですが、制度構築、いろいろな分野、工業規格とか、いろいろな登録制度、あるいはいろいろなガイドライン的なものとか、いろいろな分野が考えられると思うのですが、なかなか企業単独では難しいところがあるかなと。もちろん、いろいろ自治体さんに協力していただいととか、いろいろ考えられているかと思うのですが、制度がうまく構築できない背景として、例えば専門的な大学とか研究機関、先方のところに判断できる材料をもっている、ノウハウ、判断できるだけのいろいろな知見をもっている方がいらっしゃらなくてうまくいかないと

か、あるいは、何か制度をつくってもそれを評価するような能力がないからうまくいかないとか、いろいろな可能性がありますので、その制度構築をどういうふうに進めたらいいかというのをもう少し丁寧に考える必要があるかなと私自身もちょっと思っているところで、少し、過去の経験を踏まえながら整理をしていく必要があるかなというふうに考えております。もう少し工夫をする必要があるのではないかとというのが最初のコメントです。

2つ目が、前半の自動車、小型家電、家電のリサイクルとも絡むのですが、あと、資源効率、循環経済、国際動向にも絡みますが、ヨーロッパのプレパレーション・フォア・リユースのサーキュラー・エコノミーの中で出てくる考え方の一つですが、その議論というのをもう少しいろいろと考えておいたほうがいいのかなというふうに思います。日本でいうと、ある意味リサイクルに乗らない、みえないフローになっているような部分を、どういうふうに考えていくかというところ、あともう一つは、今後シェアエコノミーとか、製造業のサービス化というところでそういうプレパレーション・フォア・リユースみたいな考え方を使える可能性がありますので、少しその辺を将来検討する必要があるかなというふうに考えております。先ほどの横串をどう刺すかというところにも一つ位置づけられるのかなと思いますけれども、少し考えておいたほうがいい点かなと思って申し述べさせていただきました。

○中村委員長 それでは、村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。ちょっとさっきのところで乗り遅れた感もあるので、その辺も一緒になってしまいますけれども、済みません。

資料5のあたりですか、資源効率云々のあたりでもあったと思うのですが、一つは、規格認証っぽい話、標準化っぽい話の辺です。標準化対応みたいな話で、前半のところでも容りのところでプラのJISの話とかをご紹介いただきましたけれども、この辺の話にどう対応するのかというのは前よりも極めて重要になってきているのだろうなと思っていて、その辺の話が、済みません、ちょっと乗り遅れて申し上げた趣旨ですけれども、先ほどあった横串を刺すという話とやはりつながってしまうのかなと思っています。特にプラというご指摘が大石さんからあったと思うのですが、その辺、やはり今まで古典的にいつてきた資源戦略とかというのではなくて、資源を循環させるための戦略みたいなものをちゃんと考えるというニュアンスで横串を刺す会話というのが必要だろうし、その中でこういう話をきちんと考えるべきではないかと思います。一部、難燃剤の話とかもあるというふうに理解していますけれども、その辺、ちょっと個別にパタパタとパッチワー

ク的に対応する必要があるのは百も承知の上で、ただ、全部まとめてきちんとガチッとやっていただきたいというのが願いです。

それをやるときに、特に比較的有価性の低いものをきちんと担保しておいたほうが、必要だろうというのが、多分天然資源の話と循環資源の話の違う話ですよ。有価性の低いところの戦略をきちんと考えて、それでも回しに行くのか、埋めてしまうのかみたいなところというのはきちんと考えるべきだし、有価性の低いやつの有価性を上げる努力をすれば全体としての有価性も上がるみたいな話は少し考えたほうがいい。それは多分個別リサイクル法の話ではなかろうというふうに思っていますという話です。済みません、ちょっと規格の話から無理矢理つないでしまいましたけれども、それが一つ。

また、もう一つだけ。それもどこでしゃべっていいか、これは完全にわからなかったもので、済みません、ここでいってしまいますけれども、さっき、家電で回収率目標の話があったり、小電の回収目標の話があったりといろいろしているので、最近みていて気になっているのですけれども、製造業が国外に出ていってしまうと、今まで日本が多分黙っていてもとれていた製造統計というか、生産統計、出荷統計のクオリティーが落ちると思っていて、そうすると、回収目標だの何だのとやるときに、出荷台数の統計が多分とりにくくなってきているのだろうなと思っています。小電は多分それがネックになっているだろうし、多分これから再エネの話とかが出てくると、もう全然わからなくなるだろうと思っていて、何が申し上げたかったかという、資源循環の実態把握のためという趣旨でも構わないので、出荷台数の統計みたいなところをきちんと押さえにいくみたいな作業をどこかで考えられたほうがいいのではないかと個人的に思います。回収率目標と違って、個人的にはもともとあんまり好きではないのですけれども、その理由は多分、分母の数字がとれないからと私は思っていて、それはもっと大変になるので、今のうちに担保しておかれたほうがよろしいのではないかなというのが、ちょっと予算の使い道だというのは、ちょっとへ理屈がすぎますけれども、どこで申し上げたかったのか、済みません、いうタイミングを逃したので、ちょっと今いわせていただきました。

以上2点です。

○中村委員長 では、高尾委員、お願いいたします。

○高尾委員 資源効率・循環経済の国際的動向のところに出ております、ヨーロッパでいわれているサーキュラー・エコノミーのパッケージのところについて質問させていただければというふうに思います。

これは、国際的議論が今始まったばかりで、具体的な政策については今後検討されることになるというふうに理解をしておるところではあるのですが、ぜひ、今回の審議会の議論がありましたとおり、リサイクルというところで同業競争もかなり国民に浸透している部分があるというふうに理解されます。では、次の段階として、リサイクルは既に目的ではなく手段になってきているというふうに理解できるのではないかというふうに思います。では、目的としての資源をいかに使っていくかというところに注目させるべきなのではないかなというふうに思います。

そういう点において、ぜひ事業者の新規参入を促せるような政策を考えていただければおもしろいのではないかなと思います。例えば、石油化学業界、現在、エチレン等の減産にに応じて、工場をいかに閉めるかみたいなことになっておるのですが、例えばそこに、国内のプラスチックが動脈のほうにつながっていくというところが政策として誘導できれば、一つおもしろいのではないかなというふうに思いますし、容器包装リサイクル法の議論の中にも、従前議論されているかと思いますが、容器を製造したり使用している事業者さんが積極的に使いたいと思えるような原料がそこから生まれてくるということになってくるということが非常に重要だなというふうに思います。

まとめますと、やはりこのリサイクルを産業化していく上でも、既存の化学業界、石油業界、物をつくっていらっしゃる方々の新規参入をいかに促していくかという視点が非常に重要ではないかなというふうに思いますので、その点を踏まえた政策の検討をぜひお願いできればというふうに思います。

以上です。

○中村委員長　　ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

それでは、ちょっとご回答を、もしございましたらお願いいたします。何か。

○梅田リサイクル推進課長補佐　　済みません、ありがとうございます。ちょっと答えられる範囲で回答させていただきたいと思います。

小島先生から、制度構築をもっと丁寧というところがありました。おっしゃるとおりだというふうに思っております。今回の事業におきましては、制度構築につきましては基本的には自治体間連携の枠組みというところで、日本の自治体のノウハウを展開していくということを考えておりますけれども、当然ながら我々もきちんと対応してやっていきたいと思っておりますし、今おっしゃったことを念頭に置きながら進めていきたいというふうに考えております。

それから、プレパレーション・フォア・リユースの話でございます。済みません、ちょっとリサ課の所掌上、どこまで答えられるかというのはあるのですけれども、現在、資源効率において製品長寿命化というのが非常に話題の中心となっておりまして、その中にはデュラビリティですとか、リペアラビリティですとか、さまざまな概念が議論されているところでございます。このあたり、今後、資源効率性の向上というだけではなくて、先ほど申し上げたようなシェアエコノミーの発展ですとか、そういったところ、産業構造の変化なども含めて、どのように対応していくべきか、省内でもきちんと議論をしていかないというふうに認識をしております。そこは、原課も含めて今後議論させていただきたいというふうに思っております。

あと、村上先生のほうから、標準化に関してご提言がございました。全くそのとおりだというふうに思っております。ちょっと、済みません、容リ・プラの話と、具体的な話についてはちょっとまた別途考えないといけないというふうに思っておりますけれども、規格認証、標準化が、やはりこの資源効率の議論を進めていく上では非常に重要でございますし、それだけではなくて、国連のSDGsなどでも指標に基づく取り組み、そういったものが議論されていく中で、統計をいかに、数値的なところをいかに把握していくか、そういったところは非常に重要な簡単だというふうに思っています。ちょっとそのあたり、現在環境省などでも、循環基本計画の見直しの中で、新たな指標の検討とか、そういった議論も進んでいると思いますので、環境省などともその相談をしながら、今後いろいろ考えていきたいというふうに考えております。

また、高尾委員のほうから、資源をいかに使っていくかというその観点が重要だというふうにご提言がありました。そのとおりでございます。また、欧州のほうにおいても、そういう資源をいかに使っていくかという観点で、廃棄物という観点というよりは、むしろ二次資源の基準をつくったりとか、そういう資源をいかに使っていくかという議論が進んでいるというふうに思っております。我々も、そういった資源をいかに使っていくかという観点からのことを考えていきたいというふうに思っておりまして、ちょっと、事業者の新規参入を促す施策というのがちょっと具体的にどうあるかという、今、我々、手元にもっているわけではないのですけれども、そういった提言を生かして議論をしていきたいというふうに思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

○中山リサイクル推進課長補佐　高尾委員の補足ですけれども、やはり、いろいろ産業業界全体をみたときに、これから伸びていくところ、これから衰退していくところがいろ

いろいろある中で、やはり厳しい業界においては、今後生き残るために別の産業への参入といったことはあり得るかと思います。そういう中で、リサイクル業への参入というところについては我々としては積極的に推進していきたいと思いますので、そうなったときに、それぞれ多分、業界企業によって事情は違うと思いますが、その新規参入の意向を前提に、どういったハードルがあるかといったことはまたいろいろ検討させていただきなから、できることを進めていきたいというふうに考えております。

○中村委員長　　どうぞ、佐藤委員。まだ時間はあります。

○佐藤委員　　長期的な視野として、経済産業省の役割なのですけれども、やはり個別リサイクル法がそれぞれあるということは、それぞれの歴史があるわけで、一つ一つ大事にするということは重要だと思いますが、同時に、この横串を刺した場合に、どのように、例えば、輸送効率を上げるために各認定事業者とか、あるいは家電の拠点とか、指定引取場所とか、そういうものを効率的にネットワークしたときに、共同配送とか共同保管とか共同選別とか、そういうことをした場合に、輸送にかかるエネルギーがどのぐらい減るかとか、あるいは管理コストが減るか、あるいはマテリアルとしての利用の質が上がるかとか、そういうシミュレーションをするというのが必要だと思うんですね。まさしく、この途上国の支援で書いてあることがそのまま日本にまでできていないのではないと思うのですけれども、まず、ビジネスベースでの取り組みの重要性ですよね。やはり採算効率が高合わないことをすることは難しいと思います。

それから、輸送にかかるエネルギーを減らすと。これは非常に重要なことでありまして、今、個別法でやっていることがどのぐらい輸送効率を、あるいはそこにかかるCO₂が入っているかということですよ。それから、リサイクルもそうですけれども、リサイクル拠点におけるCO₂も含めて、統合的な運用をするとどのような結果が出るかということだと思います。

それから、3番目に、人口構成が随分変わってきておりますので、日本の人口構成のシミュレーションというのはもうできているわけですよ。それから、過疎地の人口の減る地域とか、あるいはもう少し集中するとか、高齢化が急速に進む場所というのはあるわけですよ。そういう人口の変化をシミュレーションに入れたリサイクルシステムの構築。こういうことは、恐らく、少し長期的視野でのシミュレーションが必要だと思いますので、こういうことを経済産業省でやっていただけたらなというふうに思います。

○中村委員長　　ありがとうございます。多分、コメントとしてお聞きしておいて、多分

この場では、ご回答というか、回答するのはなかなか難しいかなと思います。

では、大和田委員、何か。

○大和田委員　　すぐに終わります。今また、いろいろ個別法に対しての横断的な取り組みという、また非常に重要な問題が出てきたというふうに思っているのですが、基本的には、こういった枠組みというのは、どうも一つ一つの課題が出てきたときの対症療法的な取り組みのような気がしてならないんですよ。これは私自身の反省も含めてなのですが、資源有効利用促進法というのがあって、実はこの中で、日本の循環型社会をどうやってつくっていくかという基本コンセプトが実はこの中に入っているわけです。私はそれのとりまとめ役というか、進行役みたいなことをやらせていただいていますけれども、過去5～6年ぐらいをみると、その中の議論は、いわゆる個別リサイクル法以外の廃棄物で何か注目しなければいけないものはあるかという、いかにも日本的なのですが、まさに個別、対症療法なことしか議論がされていない。そこはある程度、当然必要ではあるのですが、やはりEUのCEコンセプトではないのですが、やはりこの資源有効利用促進法の中で、日本の循環型社会をどうすべきなのかという大きなコンセプトをまずつくっていく。そして、それに従っていろいろな個別リサイクル法があり、また横断的な取り組みがありという形にしておくべきと考えています。日本は、何か問題があればすぐ解決するけれども、自分たちのコンセプトは何なのかというものをどうもみせられないというような印象を海外から——少なくともEUから見ると——まあ、歴史的にもそうかもしれませんがみえてしまいます。そのあたりを少しお考えいただいたらいいかなというふうに思います。

○中村委員長　　ありがとうございます。それもお意見として、私は全く同意見なのですが、ある意味、現段階は、個別リサイクルは、前からいっているように、廃棄物を処理して、処分場の延命という意味では大変効果があって、すばらしい実績があると思います。ただ、今の状況になってくると少しずつ変わってきているということを認識して、やはり全体最適をどうとるかということに多少目を向けないと、多分10年後ぐらいには結構大変なことになっているだろうというのは、もうみんな、多分これは皆さんの基本合意が得られるのではないかなという状況だろうと思います。ある意味で、ここではそういう議論をしていただければいいので、きょうの議論を聞いていただいて、経済産業省さんのほうでもしっかりとしたまたご対応をしていただけるのではないかなと思っております。

ほかはよろしいでしょうか。——それでは、どうもありがとうございました。

それでは、これで議事のほうは終了させていただきまして、事務局のほうにお返しいたします。

○高角リサイクル推進課長　中村委員長、並びに委員の皆様、どうもありがとうございました。

個別リサイクル法の議論をしているとなかなか思いが至らない、親委員会ならではの所高所のお話もいただきまして、大変ありがとうございました。直ちにこう対応するといようなことが申し上げられるような状況でもございませんけれども、よく勉強させていただきたいと思います。

本日は、各リサイクルワーキンググループの状況についてご意見をいただきました。これらの点につきまして、各ワーキンググループにおきまして、より一層ご議論を深めていただければと考えております。

それから、議事の最後に資源効率の話題にも触れていただきましたが、まさにこれから、我が国の資源循環政策の在り方が問われてくるものだということでございますので、検討してまいりたいと思います。

また皆様のご知見を得る機会なども多々あろうかと思います。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきたいと思います。ご多忙のところ、まことにありがとうございました。

——了——